

第 69 回社会保障審議会介護給付費分科会が 9 月 21 ( 火 ) 9 時 30 分から砂防会館で開催された。

今回の議事は、「一部ユニット型施設について」であり、前回までの議論を踏まえ、「一部ユニット型施設の基準等に関する審議の取りまとめ(案)」に対する審議が行われ、一部修正のうえ了承された。

案文は、以下の構成となっている。

- 1 . 基本的な考え方
- 2 . ユニット型施設の推進方策の強化
- 3 . 一部ユニット型に係る規定の整理について
- 4 . ユニット型施設の今後の検討項目
- 5 . 介護報酬の返還について

基本的な考え方では、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の成立・施行後においては、生活保護受給者も入所できるような実態となることを前提に、「参酌すべき基準」と整理されている介護老人福祉施設の居室定員について、省令基準において「1名」とするよう検討すべきとしている。

また、低所得者や生活保護受給者のユニット型施設の利用に関する推進方策、また、人員に関する基準で看護職員の兼務の取扱いなどについて意見があった。